

「青森県原子力災害時避難円滑化促進調査事業」企画提案募集要領

(募集事項)

第1 本業務に係る企画提案の募集については次の各号のとおりとする。

(1) 案件名

青森県原子力災害時避難円滑化促進調査事業

(2) 業務目的、業務内容等

別添「青森県原子力災害時避難円滑化促進調査事業基本仕様書」(以下「基本仕様書」という。)のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(4) 事業費(委託上限額)

41,800,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(応募資格)

第2 企画提案に応募できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。

(2) 本業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 青森県税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者であること。

(4) 暴力団排除に係る特記事項(別紙1)第2に規定する契約の解除に該当しないこと。

(5) 国又は地方公共団体が発注した交通シミュレーションを含む業務を元請として履行した実績を有する者であること。

(スケジュール)

第3 募集開始から契約締結に至るまでの予定は下表のとおりとする。

年月日	内容
令和5年5月15日(月)	企画提案募集開始(青森県ホームページ(原子力安全対策課ページ)に掲載)
令和5年5月24日(水)	企画提案書作成等に関する質問受付期限
令和5年5月26日(金)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限
令和5年6月9日(金)	企画提案への参加申込及び企画提案書の提出期限
令和5年6月中旬	審査(書類審査)※4者を超える場合のみ
令和5年6月16日(金)	企画提案書の選考(プレゼンテーション)
令和5年6月下旬	選考結果の通知
令和5年7月上旬	契約締結及び業務開始

(応募手続)

第4 応募については、以下のとおりとする。

(1) 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和5年5月24日(水)午後5時まで

イ 提出方法

(ア) 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

※なお、事故防止のため、電子メールを送付した後、必ず電話にて送付した旨連絡すること。

(イ) 電子メールアドレス: atom@pref.aomori.lg.jp

(青森県危機管理局原子力安全対策課企画防災グループ)

(ウ) 電話番号: 017-734-9252

(エ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和5年5月26日(金)に原子力安全対策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

類似・関連業務を履行した実績について代表的な業務概要を記載すること。また、記載した実績については、契約書及び仕様書の写しを添付すること。

(イ) 宣誓書(様式第3号) 1部

(ウ) 企画提案書(任意様式) 10部

※A4版両面印刷(カラー印刷可)とし、表紙、目次及び見積書を除き20ページ以内(添付資料を含む)とする。

イ 企画提案書の構成

別紙2「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

ウ 提出期限

令和5年6月9日(金)午後5時(必着)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

オ 提出先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県危機管理局原子力安全対策課企画防災グループ

(3) その他

ア 企画提案は1者につき1案とする。

イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。

ウ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等の返却、差し替え、変更及び再提出は認めない。

オ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(企画提案の審査)

第5 審査については、以下のとおりとする。

(1) 業務委託候補者の選定方法

発注者が設置する選定委員会において、第6の評価基準及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

なお、応募者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、下記(2)アの一次審査(書類審査)を実施する。

(2) 審査内容

ア 一次審査(書類審査) ※応募が4者を超える場合のみ実施

(ア) 実施日

令和5年6月中旬予定

(イ) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、第6の評価基準及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位4者を選定する。

(ウ) 一次審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

イ プレゼンテーション審査

(ア) 実施日 令和5年6月16日(金)

(※開催時間及び会場等は、別途通知する。)

(イ) 実施方法

- 出席者は1者につき4人以内とする。
- 本業務を受託する主の担当者がプレゼンテーションを行うこと。
- 1者あたりの持ち時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)とし、発注者が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- 提案者は、事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料は認めない。
- 審査結果については、所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する。

(評価基準・配点)

第6 評価基準及び配点(合計100点)は、別紙3のとおりとする。

(失格事由)

第7 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

（提案者が1者又は提案者がいない場合）

第8 企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、企画提案書を提出した者を業務委託候補者として選定する。また、企画提案者がいない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことができるものとする。

（選定・非選定結果の通知及び公表方法）

第9 選定結果については、後日、企画提案者すべてに文書で通知するとともに、応募者の名称や評価点等を公表する。

- 2 公表に当たっては、選定された業務受託候補者以外は、個別の評価点等が特定できないように配慮する。
- 3 審査・選定結果に関する質問には応じないものとし、いかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

（その他）

第10 契約に関する条件等については以下のとおりとする。

(1) 契約に関する条件

ア 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用（加工・編集等）できるものとする。

イ 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

ウ 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱特記事項（別紙4）を遵守しなければならない。

(2) その他

ア 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

イ 本業務により得られた成果は、全て発注者に帰属するものとする。

ウ 発注者は、企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

エ 本業務の実施に関して、仕様書は、別添基本仕様書に記載されている事項を基本とするが、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次発注者と協議することとする。

(各種様式)

第11 各種様式は次のとおりとする。

- (1) 質問書 (様式第1号)
- (2) 企画提案参加申込書 (様式第2号)
- (3) 宣誓書 (様式第3号)
- (4) 取下願 (様式第4号)

(問い合わせ先)

第12 問い合わせ先は以下のとおりとする。

青森県危機管理局原子力安全対策課企画防災グループ

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9252

電子メールアドレス atom@pref.aomori.lg.jp

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第 1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成 23 年 3 月 青森県条例第 9 号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第 2 発注者は、受注者（第 1 号から第 5 号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。第 5 号及び第 6 号において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
 - (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第 3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「名称」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」、「連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）」

(2) 目次

(3) 事業実行力

- ア 会社概要・本業務における提案者の強み
- イ 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ウ スケジュール
- エ 人員体制

(4) 企画提案内容

- ア 現状把握及び前提条件の整理の方法
- イ 基本シナリオの設定及びシミュレーションの方法
- ウ 追加シナリオの設定及びシミュレーションの方法
- エ 避難円滑化促進に関する整理の方法
- オ その他、企画提案のセールスポイント等

(5) 参考見積

- ア 直接人件費、直接経費、その他原価及び間接経費等の額を明記すること。
- イ 直接人件費及び直接経費については、内訳（業務項目等）を記載すること。
- ウ 見積合計金額については、消費税及び地方消費税の金額を算出し、消費税及び地方消費税を加算した金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数

1者につき1案

(2) ページ数等

- ア 任意様式
- イ A4両面印刷
- ウ 文字サイズ10ポイント以上
- エ 表紙、目次及び参考見積を除き20ページ以内
- オ カラー印刷も可

(3) 提出部数

10部

評価基準・配点

区分	項目	配点
事業 実行力 (20点)	(1) 事業実行力 ① 本業務における提案者の強み 本業務に精通したノウハウや類似業務の受託実績など、本業務を履行する上での強みが認められるか。 ② スケジュール 業務完了までの期間を通して確実に履行できる計画となっているか。 ③ 人員体制 ・業務を適切に履行する能力を有した担当者を配置しているか。 ・必要十分な人員数を、適切な業務従事割合で配置しているか。 ④ 資料 ・見やすい資料であったか。 ・わかりやすいプレゼンテーションであったか。	15
	(2) 予算 事業費の積算は妥当であり、業務内容・成果品とのバランスはとれているか。	5
企画提案 内容 (80点)	(3) 現状把握及び前提条件の整理の方法 データの収集・整理方法及び避難経路等の確認方法は適切か。 シナリオ作成に向けて前提条件及び考慮すべき課題を整理する方法は適切か。	10
	(4) 基本シナリオの設定及びシミュレーションの方法 ① 基本シナリオの設定 基本シナリオの提案内容は適切なものとなっているか。 ② シミュレーションモデルの確認 発注者側が前提条件の影響を確認できるシミュレーションテストの方法となっているか。 ③ シミュレーションの実施 定量的な評価（交通量や区間通過時間、渋滞長等）ができるシミュレーションの方法となっているか。併せて視覚的にわかりやすい取りまとめの方法となっているか。	30
	(5) 追加シナリオの設定及びシミュレーションの方法 定量的な評価・検証結果から適切な追加シナリオを設定する方法となっているか。 追加シナリオについても定量的な手法を用いて検証を行うこととなっているか。	15
	(6) 避難円滑化促進に関する整理の方法 本業務の目的に合った取りまとめが期待できるか。 簡潔な資料を作成する技術が備わっているか。	15
	(7) その他、企画提案のセールスポイント等 効果が期待できる独自の提案、会社の強み等が示されているか。	10
合計		100

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第 3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第 5 受注者は、受注者の（又は「発注者の」）事業所内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第 7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第 8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合

を含む。)への必要かつ適切な監督を行わなければならない(再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。)

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。